

ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館 D会議室

TEL (078) 360-0760

FAX (078) 360-0761

E-mail:hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

発行責任者 蓬 菜 和 裕

印刷所 株式会社アカツキ印刷

特集

地域生活定着支援事業

平成21年度、わが兵庫県知的障害者施設協会は、兵庫県の障害福祉課より「触法障害者地域生活移行支援事業」の業務委託を受けました。その内容は、触法の障害者や高齢者が矯正施設を出所した後の社会復帰、地域生活への移行定着を、司法と福祉が連携しながら支援するためのシステム・方策を探るというものでありました。この委託事業の背景には、国が法務省と厚生労働省とで協働して平成21年度から新たに推進しようとしている地域生活定着支援センターの全国的整備を核とした「地域生活定着支援事業」の兵庫県における検討の必要性というものがありました。

このたびの県知協ニュース第73号では、このホットなテーマを特集しました。委託事業に取り組んできた過程で収集した情報などをQ & A方式で提供することにより、この分野での問題の在り処と今後の方向性について一緒に考えていただけたらと願っております。

1 地域生活定着支援事業とは、 どんな事業ですか？

高齢や知的障害のある刑務所等矯正施設の出所者が、行き場がなく生活にも困窮し再犯に走る等の状況を鑑みて、国が平成21年7月から開始した新規の補助事業で、彼らの社会復帰（＝地域生活への定着）を支援するため、都道府県毎に1か所設置する「地域生活定着支援センター」を整備して、司法と福祉が連携することにより福祉的支援を行い、再犯防止対策にも資することを目的とするものです。刑務所等の所在地及び刑務所等出所者の帰住地が全国に分布することから、全国的なネットワークの早急な構築と対応が国により求められております。

2 地域生活定着支援センターは、 どんな役割を果たすものですか？

地域生活定着支援事業の中核に位置付けられている新たなセンターであって、福祉的支援を必要とする高齢者・障害者等の刑務所等出所予定者について、各都道府県の保護観察所と連携・協働して、出所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行うことが期待されており、次の二つの役割を併せ持つものとされています。

- (1) 出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等の所在地において果たす役割……具体的には、刑務所又は保護観察所からの連絡を受け、保護観察所と共に刑務所等内で対象者と面接して出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行い、帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の都道府県のセンターに連絡して対応を依頼する。
- (2) 出所予定者の福祉サービス利用の受入れ先招請を行う、帰住予定地において果たす役割……具体的には、帰住予定地が出所する刑務所等と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携して、グループホーム・ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入れ先を探します。他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の出所者がいる旨の連絡が入った場合も同様の対応をします。また関係機関による連絡協議会を開催して、恒常的な連携と情報の交換・検討がはかれるように取り組み、地域住民の理解が得られるように事業の普及啓発にも努めます。

3 地域生活定着支援センターの規模と現状はどうですか？

実施要領に掲げる地域生活定着支援センターの規模は、4名の職員配置を基本とし、社会福祉士・精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置するとされています。センター1か所当たりの補助基準額は、年額総事業費1,700万円以内であり、賃金・共済費・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・備品購入費等の経費が対象になっています。

平成21年度は、厚労省のモデル事業から関わった南高愛隣会の運営する長崎県地域生活定着支援センターを皮切りに、岩手、宮城、山形、栃木、岐阜、静岡、滋賀、和歌山、山口、佐賀の11か所で設置を見、平成22年度には兵庫県を含め30都道府県が整備に向けて補助申請を出し、設置する運びとなっています。

この触法障害者の地域移行支援の中核としての機能が期待されている「地域生活定義支援センター」について、兵庫県では、平成22年度早々にも県下の社会福祉法人等に対して公募を行い、1日も早い立ち上げを目指していますが、県内のみならず近畿圏（和歌山には女子刑務所があります）や隣接県の矯正施設を出た触法障害者の帰住先としても、受け入れ支援を行う事例が今後増してくると考えられています。

4 日本の矯正施設の数と被収容者について教えてください

平成21年度末で、わが国の刑務所数は刑務支所8カ所を含めて77か所あり、62,756名が受刑しているとされ、これに未決囚や死刑囚を収監する拘置所、拘置支所を加えた刑事施設188か所全体では、75,250名となり、更に少年院、少年鑑別所、婦人保導院をも含めた矯正施設292か所全体の被収容者数は80,456名と報告されております。

更に、77か所の刑務所の内訳を見れば、支所を含めた刑務所が62か所、少年刑務所が7か所、医療刑務所が4か所、PFI刑務所（社会復帰促進センター）が4か所となっています。女子刑務所は全国で8か所あります。また、拘置所は103支所を含めて111か所、少年院は分院1つを含めて52か所、少年鑑別所は支所1つを含めて51か所、婦人補導院は1か所となっております。

5 兵庫県の矯正施設についてはどうですか？

平成22年4月1日の最新データによれば、全国47都道府県の中で、人口で7番目（5,599,359人）、面積で12番目（8,395.89km²）、人口密度で8番目（666.92人）に位置する兵庫県は、他府県に比して、以下の通り矯正施設の数が多いという特徴があります。

- 神戸刑務所（明石市 定員2,000名）……豊岡拘置支所、洲本拘置支所
- 加古川刑務所（加古川市 定員1,081名）
- 姫路少年刑務所（姫路市 定員399名）……姫路拘置支所
- 播磨社会復帰促進センター（加古川市 定員1,000名）
- 神戸拘置所（神戸市北区）
- 少年院……加古川学園、その分院の播磨学園（いずれも加古川市）
- 神戸少年鑑別所（神戸市兵庫区 定員100名）

そこで、刑期満了による出所、退院や、仮出所、仮退院の事例も他府県に比べて、それだけ多くなることが予想されます。

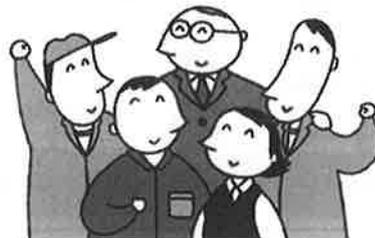
6 PFI (Private Finance Initiative) 刑務所 =「社会復帰促進センター」って？

国立国営、国家公務員で管理されている通常従来からの刑務所（刑務支所を含む）に対して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（H11. 法律第117号…「PFI法」）に基づき、民間事業者が調達した資金を利用して設計、建設され、「構造改革特別区域法」（H14. 法律第189号…「特区法」）の適用を受けて、被収容者処遇法の適用の例外として、国と民間事業者とが協力して、その管理運営に当たる新しいかたちの刑務所。民間事業者の従業員は「みなし公務員」とされ、国の職員と対等の関係で、刑務所の運営管理や受刑者処遇に当たっています。

日本の場合は、欧米諸国で採用されているような「民営刑務所」ではなく「官民混合運営刑務所」といわれています。すなわち、民間事業者が独自に調達した資金により設計、建設した後、国と協働で施設の維持管理と運営を行い、事業期間終了後に国に無償譲渡するというBOT（Build-Operate-Transfer）方式を採用しております。

現在、下記の通り全国4か所で新たな試みに取り組んでいます。収容人数は男5,500名 女500名の計6,000名です。

- | | | |
|----------|-------------------------|-----------------------|
| H19. 4月 | 山口県美祢市「美祢社会復帰促進センター」 | 収容1,000名（男500名、女500名） |
| H19. 10月 | 栃木県さくら市「喜連川社会復帰促進センター」 | 収容 男2,000名 |
| 〃 | 兵庫県加古川市「播磨社会復帰促進センター」 | 収容 男1,000名 |
| H20. 10月 | 島根県浜田市「島根あさひ社会復帰促進センター」 | 収容 男2,000名 |



触法障害者等の課題と地域移行及び自立生活支援のシステム

■ 矯正施設（刑務所・少年院）から出所・退院（仮出所・仮退院を含む）した触法の障害者や高齢者が直面する課題

■ 地域に定着して自立した生活を築くために本人が乗り越えるべき課題

■ 地域生活支援センターを核として司法・行政・福祉の関係機関が支援するべき課題

(I) 居住面の課題（住まいの問題）

とりわけ帰住先がなかったり、身柄を引き受ける人がいない場合、まずは直面する問題

住まいを探す

療育手帳等の交付申請
要介護認定の請求手続

- ・住宅局、賃貸物件斡旋業者等
- ・障害者や老人福祉施設へ入居
- ・グループホーム・ケアホームの利用
- ・更生保護施設や生保救護施設

(II) 経済面の課題（おかねの問題）

お金を使い果たすと万引(窃盗)や無銭飲食(詐欺)、放火などの再犯や累犯に走らせる。

しごとを探す

年金の申請手続
生活保護の申請手続

- ・ハローワークによる仲介斡旋
- ・年金担当窓口（障害の認定）
- ・生保担当窓口

(III) 健康面の課題（からだの問題）

健康は身体の資本であって、これなくして働く力も意欲も生れない。

医療のかかり方を探す

医療保険の申請手続
生保の医療扶助の申請

- ・医療機関での相談
- ・医療保険担当窓口
- ・生保担当窓口

(IV) 精神面の課題（こころの問題）

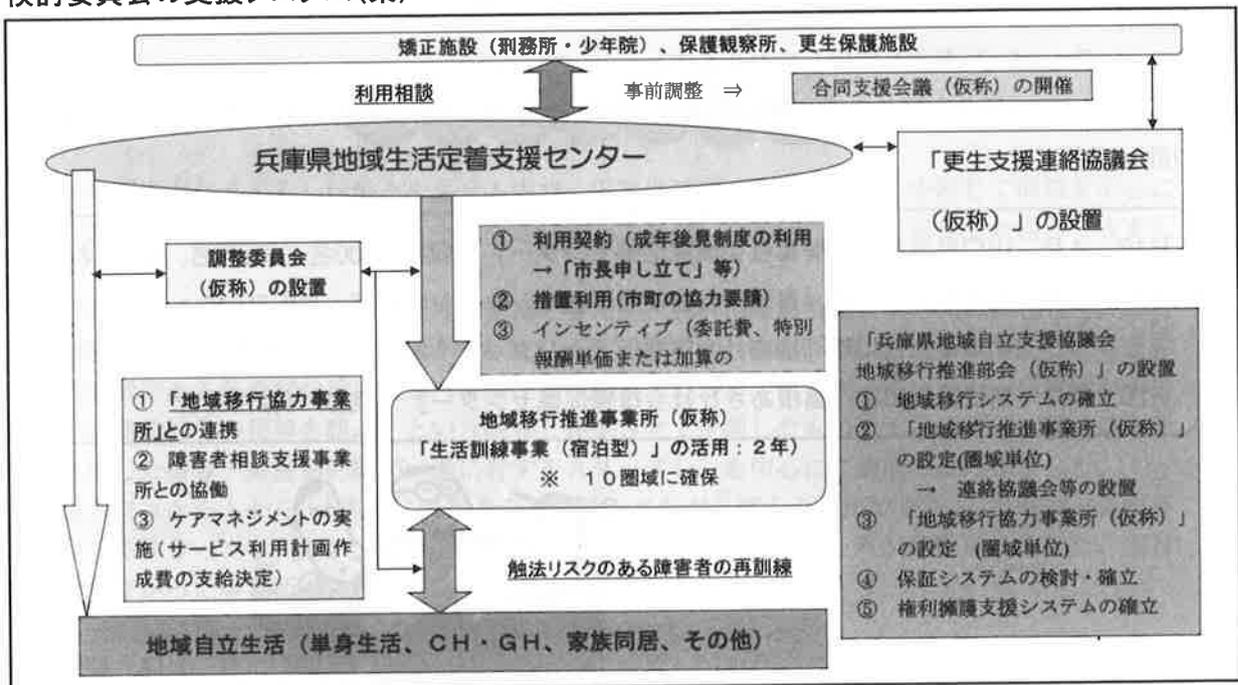
親身になってくれて何かあれば相談できる人の存在と信頼的な人間関係

支えとなる人を探す

人との絆の構築
意欲をもたらす活動

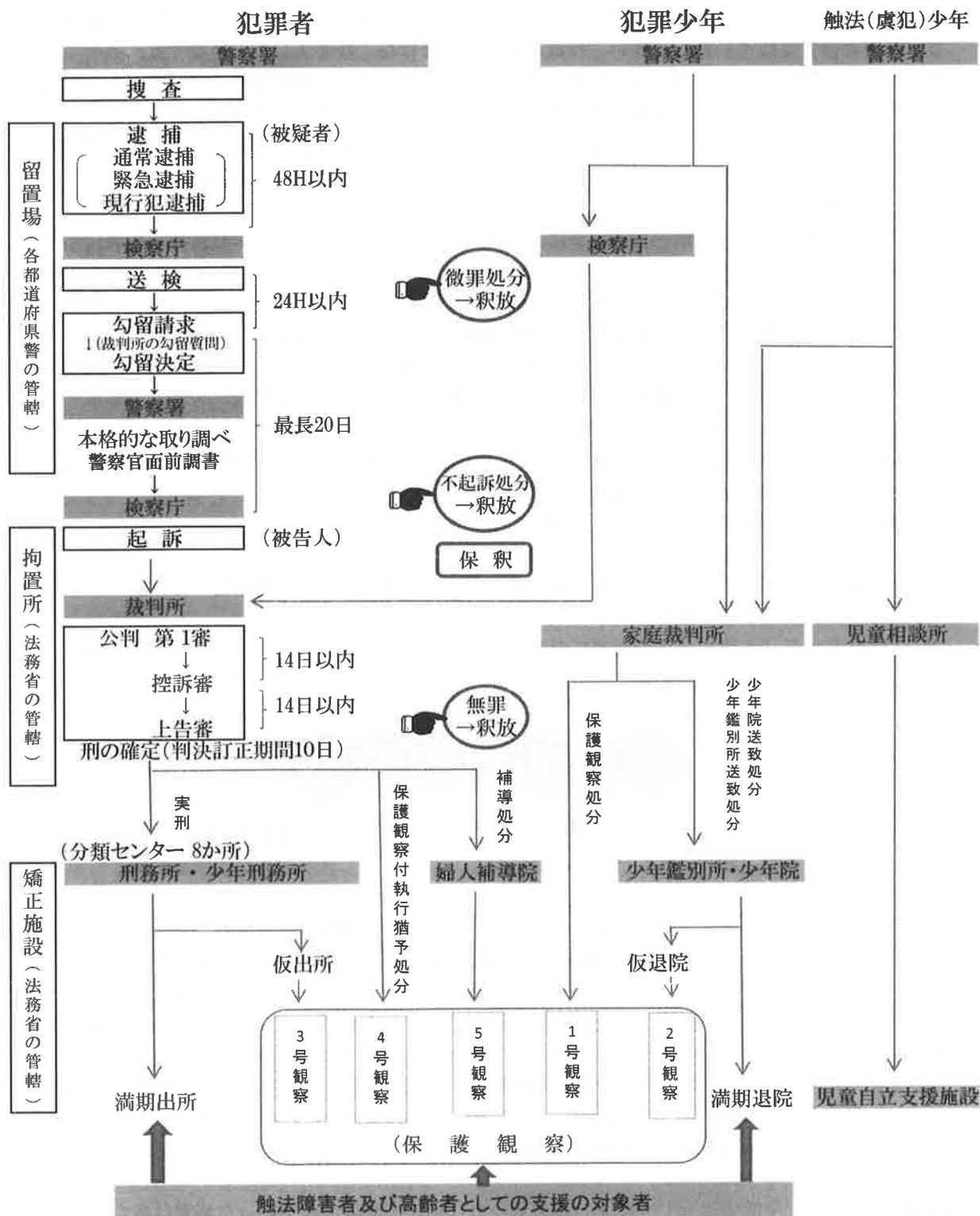
- ・警察、刑務、行政、福祉等のそれぞれの従事者
- ・保護観察官や保護司
- ・就労先の雇用主や同僚ほか

検討委員会の支援システム(案)



刑事司法の流れ

1. 犯罪者……20歳以上の刑罰法令違反者
2. 犯罪少年……少年法に基づき司法機関で扱われる14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者
3. 触法少年……児童福祉法に基づき県や市の行政機関で扱われる14歳未満の違反者
4. 上記の犯罪少年と触法少年をあわせて、非行少年という。
5. 虞犯少年……不良行為やその虞おそれのある児童、及び家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童



神戸地区の報告

紙面の関係ですべてを網羅することはできませんが、神戸地区の動きとして、報告いたします。

- 1 平成21年度の始まりは、「新型インフルエンザ対応」で、新人の職員であれば、やっと職場に慣れたころの急襲でありました。

年度明けの早々から各事業所は、その対策に苦労の連続でしたが、別の見方をすれば、社会福祉事業者としての真価が問われた事態でもありました。

役員会や施設長会においても確認した事項ですが、今回の、課題・問題点を整理すると、まずは自助努力を行う、そして衛生機材（マスク・消毒剤等）の確保と危機管理の共助体制を確立し、公的機関との連携（公助）を図ることです。連盟としては「利用者、保護者・ご家族、職員の安心と安全を確保できる、継続可能なシステムの構築」に向けて、さらなる努力をしています。

- 2 障害者自立支援法の施行に伴い、行政主導での会合はなくなりました。連盟では、通所部会において平成19年度より養護学校等新規卒業生の進路調整会議を、関係養護学校・特別支援学校の協力を得て実施しており、今年度の新規入所者情報の集約も無事に終了いたしました。

連盟としては、当事者の人生に関わる者の使命として、会員事業所はもちろんの事、神戸市内の多くの事業者の同意を得て、当事者およびご家族の不安と混乱を、できる限り回避するために実施してまいりました。

- 3 昨年度立ち上げた連盟ホームページには、多くの意見が寄せられ、アクセス数も順調に伸びています。

ぜひHPをお訪ねください。 <http://www.kobe-chiteki.jp/>

さらに良い内容とすべく、ホームページ委員会での運営体制を構築し、平成22年度には、広報体制をさらに充実させます。また、調査研究部会から随時メール配信していました「緊急情報」についても、課題であった関連情報の提供体制に集約し、行方不明者検索システム、事業所の利用情報の提供も検討いたします。

- 4 職員部会においては、研修会を始め、交流会的要素も加味し、部会役員を中心とする、精力的な努力によって展開を図っています。

県知協との共催事業も含まれますが、活動内容を簡単に紹介します。

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 4月20日「利用者支援にたった施設支援」シンポジウム | 参加者55名 |
| ② 6月16日「農でデザインする福祉のまちづくり事業について」講演会 | 参加者22名 |
| ③ 11月18日「栄養士研修会 | 参加者19名 |
| ④ 12月4日「冬場の感染症対策を学ぶ」 | 参加者33名 |
| ⑤ 12月11日「看護師研修会」 | 参加者9名 |

阪丹但地区報告

福祉の制度が目まぐるしい動きを見せる中で、阪丹但地区では交流事業を中断して研修を中心に事業を進めています。2009年度も日々の業務に少しでも役に立てばと様々な研修を企画してきました。

近年の地区研修は平日に2時間程度の企画でしたが、12月に姫路独協大学の太田篤志先生による「感覚統合を活かした支援」を一日研修として企画しました。この研修は、11月に開催した発達障がい当事者である笹森理絵氏による『日頃、どう感じているか、何に困っているか～発達障がい当事者が具体的にその世界を語る』という研修と連動させて企画したものです。当日は、感覚統合理論を応用した療育・重度知的障がい者に対するスノーズレンを中心に講演いただきました。

参加者アンケートから、「実際に利用者の顔を浮かべながら聞くことができた」「実践的な話が多くわかりやすかった」「納得できることが多く勉強になった」といった声が多数ありました。当日、参加できなかった事業所もありますので、簡単にご紹介します。

【概要】『人間は、生活する上で様々な感覚を頼りに行動しており、こういった感覚はあたりまえに

「感覚している」ため、見落としやすい。しかしこの感覚には、個人差があり、特に自閉症といった障がい者には偏りが目立つ。こういった感覚のアンバランスを、人間の脳は無意識的に自らコントロールしようとするが、それが行動障害となってしまう場合がある。ある脳科学的研究によると、「脳が興奮→ドーパミンが増加→何かを嘔む→ドーパミンが減少→生理的に落ち着く」というサイクルがある。つまり、例えば他者を嘔むという行動は社会的には不適応行動であるが、本人の脳内的には適応行動ということである。

体をくるくる回す・揺らす等の感覚遊びについては、脳がその刺激を必要としているために行っているものであり、刺激により脳の発達には促される。こういった一見不可解な行動について、「くだらない」と見るか「面白い」と思えるかによって、支援のあり方も変わってくる。利用者が自分とは違う感覚を持っている事を知ることやパニック等の行動障害についてその背景（何故本人がそのような行動を取らざるを得ないのか？）を理解する姿勢から利用者への共感的理解が生まれ、さらには本人の立場での支援に繋がる。また支援者は個人的な価値観によらず、冷静な対応を取ることが出来るようになる。

「困った人」という場合、これは周囲を困らせる人でなく、本人が困っている事に着目する。これにより、本当の支援が生まれる。コミュニケーションについては、こちらの意図を伝えることに終始しがちだが本来は利用者の意志を汲み取ることが中心であるべき。』

2009年度は、「潜在的有資格者等養成事業」等の基金申請時期の関係で開催時期が下半期に集中しましたが、年間13回の開催で参加者の延べ人数は約430名となりました。研修の内訳は、管理職・中堅職員研修（4回）支援員研修（7回）事務員研修（1回）給食担当者研修（1回）となっています。昨年度の研修回数が7回、参加延べ人数が225人なので、実施回数は年間6回の増、参加延べ人数が205名の増となります。2月に3回、3月に2回と年度末に集中していたにもかかわらず、1回あたりの平均参加人数は33名前後と変わりなく参加していただきました。特に、支援員研修は7回の研修を開催することができました。（前年比4回増）

播 淡 地 区 報 告

播淡地区では、スポーツ、文化、研修、研究の4つの委員会を組織し、各々の事業を行っていますが、平成21年度は県から補助金を頂き、複数事業所連携事業とキャリアアップ研修事業を追加で実施しました。

今まで福祉関係者の研修では、できるかぎり経費負担の少ない研修を実施してきましたが、今回は財源確保で一般企業向けの研修を計画、複数事業所連携事業として、インサイトラーニング社の柿沼講師を招いて、2月に中堅職員・管理者研修、3月に新人職員マナー研修を行いました。一般の講義式の研修では居眠りする人もありますが、今回は長時間にもかかわらず、参加者全員が楽しく参加することができ、とても有意義な研修となりました。

2月の研修では、だまし絵や錯覚の原理などを取り上げ、先入観や思い込みで判断することの多さを実感、目の前の現実だけにふりまわされている自分を再認識する等、ひとつひとつに納得することができ、自分の意識を変えることの大切さを学びました。3月の研修では、学卒の社会人一年生を対象に募集しましたが、福祉の仕事の一年生等も集まり、年齢は様々となりました。挨拶・お辞儀の仕方や電話の応対等の一般常識に始まり、職場の報告・連絡・相談等コミュニケーションの大切さを教えていただき、自分の言動のひとつひとつが事業所のイメージを決定していくことを改めて感じていただけたと思います。

また、キャリアアップ研修事業として3月にサービス管理責任者の現任者研修を実施、北野氏の講演と「のまネット」の竹田氏による事例報告により、新しい障害者支援の動向とともにケアマネジメントやエンパワーメントの意味するところを掘り下げて学ぶことができました。障害者問題はまずお金、それは政治の問題であり、先行き不透明な現実ですが、私たちにできることは専門職として福祉に携わるひとりひとりの意識を高めていくことだと思います。

《日誌抄》

12月	4日	第5回会長・副会長	神戸市	施設協会事務局
	5日	阪丹但地区職員キャリアアップ研修会	三田市	三田市総合福祉保健センター
	7日	触法プロジェクト第4回検討委員会	神戸市	兵庫県母子会館1F、B会議室
	9日	民間社会福祉事業職員互助会第2回運営委員会と懇親会	神戸市	県社協 & 三宮
	10~11日	近畿地区施設長会議	長浜市	長浜ロイヤルホテル
	11日	兵庫県インフルエンザ対策講習会	神戸市	文化センター
	16日	平成21年度 県知協施設長会と役員忘年会	神戸市	兵庫県中央労働センター & 花隈
	21日	触法プロジェクト第5回ワーキングチーム会合	神戸市	兵庫県母子会館1F、A会議室
	28日	事務局の仕事納め		
1月	4日	事務局の2010年工作始め		
	〃	兵庫県新年交礼会	神戸市	県公館
	5日	第4回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(第19回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会)三田市体育協会等との説明・打合せ会	三田市	三田市役所
	8日	第6回会長・副会長	神戸市	施設協会事務局
		触法プロジェクト第5回検討委員会	神戸市	兵庫県母子会館1F、B会議室
	9日	県社協主催新年福祉のつどい	神戸市	クラウンプラザ神戸
	14日	市知連新春交歓会	神戸市	楠公会館
	15日	大阪知福協の安本会長訪問	大阪市	大阪府社会福祉会館
	19日	触法啓発研修	大津市	滋賀県農業教育情報センター
	20日	平成21年度第7回役員会	神戸市	兵庫県母子会館2F、A・B会議室
	22日	福祉六団体主催賀詞交換会	神戸市	楠公会館
	23日	近畿地区グループホーム・ケアホーム研修会	和歌山市	和歌山県勤労福祉会館
	25日	第4回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(第19回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会)エントリー説明会(参加申込冊子配付)	三田市	アイズ駒ヶ谷体育館
2月	2~3日	播淡地区複数事業連携事業の中堅研修(インサイト・ラーニング社)	姫路市	姫路市市民ホール
	4~5日	第46回近畿地区知的障害関係施設職員研修会	京都市	京都国際ホテル
	8日	触法フォーラム2010	神戸市	兵庫県看護協会会館2F ハーモニーホール
	15日	平成21年度第8回役員会	神戸市	兵庫県母子会館2F、A・B会議室
	17日	触法事業冊子編集会議(1)	神戸市	施設協会事務局
	19日	近畿地区日中活動部会職員研修会	奈良市	奈良県文化会館研修室A B
	22日	PASネット主催障害児者虐待防止ひょうごフォーラム	神戸市	兵庫県中央労働センター1F 大ホール
	26日	通所更生・通所授産部会施設長・職員合同研修会	神戸市	しあわせの村たんぼほの家2F セミナー室
3月	2~3日	播淡地区複数事業連携事業の新任研修(インサイト・ラーニング社)	姫路市	姫路市市民ホール
	4日	民間社会福祉事業職員互助会第4回運営委員会	神戸市	県社協
	5日	中堅職員研修	尼崎市	尼崎市立すこやかプラザ(フェスタ立花)
	〃	綱引き大会	明石市	明石市中央体育館第1競技場
	8~9日	知福協 部会・分科会協議会	東京都	有明TFT(東京ファッションタウンビル)
	12日	第7回会長・副会長	神戸市	施設協会事務局
	16日	第3回職員部会三地区意見交換会	赤穂郡上郡町	愛心園
	17日	就労支援研修会	神戸市	兵庫県看護協会会館 3F 第1研修室
	23日	近畿地区第4回役員会	和歌山	ホテルグランヴィア和歌山
	29日	触法事業冊子編集会議(2)	神戸市	施設協会事務局
4月	1日	新事業(会計)年度スタート		
	7日	監事による会計監査	神戸市	施設協会事務局
	9日	平成22年度第1回役員会	神戸市	兵庫県母子会館2F、A・B会議室
	20日	第4回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(第19回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会)競技の事前説明会(大会冊子配付)	三田市	アイズ駒ヶ谷体育館
	30日	平成22年度協会総会	神戸市	楠公会館

編集
後記

総会時のお届け予定が遅れましたが、ひょうご県知協NEWS「第73号」をお届けします。今回は、触法障害者の地域移行支援事業の特集を組みました。兵庫県でも地域生活定着支援センターが立ち上がり、司法と福祉の協働による触法障害者の支援が本格化してきますが、県知協としても、定着支援センターと連携し、会員の皆様の協力を得ながらこのテーマに取り組みたいと考えています。

(協会事務局:C.K)